

ケアマネジャー 介護支援専門員 の業務と役割

利用者等からの
相談対応

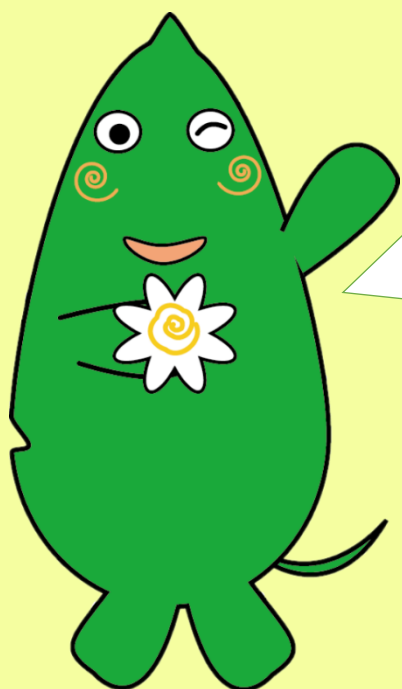
ケアプラン
(居宅サービス計画)
の作成

サービス事業所等
との連絡調整

介護保険施設等の
サービス紹介

サービス開始後の
モニタリング
(実施状況の把握)

給付管理業務



皆様のご協力が、利用者にとって
より質の高いケアマネジメントの実現
につながります。

これらはケアマネジャーの 本来業務ではありません



ケアマネジャーの業務は、介護保険法（介護保険法第 69 条の 34）
で規定されており、できることとできないことがあります。

大和市イベントキャラクターヤマトン

本来業務ではない内容

内容	対応例
● 部屋の片づけ・ゴミ出し ● 買い物などの家事支援	● 自費サービス、NPO団体、ボランティア団体等の利用
● 福祉サービスの利用や利用料支払いの手続き ● 預貯金の引出・振込、財産管理	● 日常生活自立支援事業や成年後見人制度の利用
● 通院介助	● 介護タクシー等の利用
● 入院中・入所中の着替えや必需品の調達	● 知人等に依頼 ● 自費サービスやサポート事業者の利用
● 徘徊時の搜索	● 家族、友人・知人、近隣住民、警察等に依頼 ● 行政、地域包括支援センター、民生委員等と連携 ● はいかい高齢者等 SOS ネットワークへの登録
● 死後事務	● 高齢者等終身サポート事業者、信託銀行へ依頼
● 郵便・宅配便等の発送、受取 ● 書類作成・発送 ● 代筆・代読 ● 救急搬送時の同乗	● 他の生活支援サービスに依頼

このチラシは、厚生労働省「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会
中間整理」（令和 6 年 12 月 12 日）を参考に作成しております。

発行課：大和市介護保険課

令和 7 年 1 月発行